

令和5年3月14日  
和泉市農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

和泉市においては、平地と中山間が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、中山間では、果樹を中心とした地域が多く、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では稲作が盛んなことから担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」に基づき和泉市が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、利用集積等の利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、和泉市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものである。

また、単年度の具体的な活動については、毎年度当初に作成する「最適化活動の目標の設定等」のとおりとす。

## 第2 具体的な目標、推進方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標(遊休農地を現時点の半分に目標設定する。)

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和5年3月)	821 ha	6.6 ha (65,934㎡)	0.8 %
5年後の目標 (令和10年3月)	816 ha	5.0 ha	0.6 %
目 標 (令和15年3月)	811 ha	3.3 ha	0.4 %

\* 管内の農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

(2) 遊休農地の発生防止・解消に向けた具体的な推進方法

- ① 農地パトロールによる利用状況調査・利用意向調査を実施し農地の適正管理を行う。
- ② 農業経営基盤法に基づく利用権の設定による農地を担い手への貸し付けを行う。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標(集積累計面積を毎年1.0ha増とする。)

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和5年3月)	821 ha	29.9 ha	3.6 %
5年後の目標 (令和10年3月)	816 ha	34.9 ha	4.3 %
目 標 (令和15年3月)	811 ha	39.9 ha	4.9 %

\*管内の農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- ① 「地域計画」による地域の話し合いを通じて担い手への農地の集積に取り組む。
- ② 大阪府、農地中間管理機構等と連携し、規模拡大農家等の情報収集に取り組む。

### (3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

## 3. 新規参入の促進について

### (1) 新規参入の促進目標(令和4年度年間業務計画に基づき、毎年5者を確保する。)

	新規参入者数
現 状 (令和5年3月)	0 人
5年後の目標 (令和10年3月)	累計 25 人
目 標 (令和15年3月)	累計 50 人

### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ① 大阪府、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある参入希望者を把握する。

### (3) 新規参入の促進状況の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者(個人、法人)の数により評価する。

## 第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

和泉市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、和泉市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力